

議会活性化特別委員会（第7回）

令和2年5月22日（金曜日）午前10時04分開会

○案件

- 1) 正副議長の交代制について
 - 2) その他
-

○出席委員（17名）

委員長	中島勝也	副委員長	上野武彦
委員	横田有一	委員	神崎和枝
委員	平松俊一	委員	池田誠悦
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	坂本繁	委員	澤出明宏
委員	川村主税	委員	中川友規
委員	若山雅行	委員	川上弘一
委員	青山金助		

○欠席委員（0名）

○委員外議員（0名）

○出席説明員（0名）

午前10時04分 開会

○中島委員長 おはようございます。

ただいまから、議会活性化特別委員会第7回目の本日の会議を行います。

本日、澤出委員のほうから遅参をする報告もございましたので、御報告をいたします。

それでは、きょうの協議事項であります正副議長の交代について協議をしてみたいと思います。

その前に、私のほうから発言をさせていただきますけれども、今まで正副議長を2年交代制について議論を重ねてまいりましたが、地方自治法の103条に基づきまして、疑問があるとのことございまして、道町村議会議長会事務局にお伺いを立て、ほかの議会の2年交代制についての資料を取り寄せ確認をしたところ、この2年制交代については、公式の議会または委員会、そして特別委員会での議論はなじまないとのことになり、2年交代制については非公式であります全員協議会または会派代表者会議等とするべきものと話になりました。

ここで、事務局のほうから道町村会にお伺いをしたその経緯と皆様のお手元に配付されております資料につきまして、説明をしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

事務局長。

○関口議会事務局長 おはようございます。

それでは、お配りしている資料の中に北海道町村議会議長会からの回答ということで来ておりますので、お配りしております。

まず、経緯なのですが、前回、資料要求のありました2年制の運用方法を調べていく中で、他の市町村の例規集や会議録を調べておりました。そのときに、福島県只見町議会の会議録の中に、法に反する審議はできるのか、委員会、全協で審議できるのかということを県の議長会に確認したところ、自治法上、決まっていることなので、公式な場の中では取り上げることは適さないというのが回答であったというものを見つけました。

それで、このまま特別委員会で審議を続ける

ことが大丈夫なのかと疑問に思ったことから、北海道町村議会議長会に正副議長の任期について委員会で審議できるのか、また規則や条例に記載することができるのか、申し合わせ事項に記載できるのかなどについて照会いたしました。

内容につきましては、読み上げてちょっと回答させていただきたいと思います。

4月27日付で照会のありましたことについて、小職の考えを回答させていただきます。地方自治法第103条第2項により、議長及び副議長の任期は議員の任期によると定められており、これに反する条例規則の制定は法律に反する条例規則となります。

したがって、そのような内容の審議、審査を本会議、委員会で行うことはできないと考えます。議員間の申し合わせについて、どのようなことを申し合わせるかまで拘束するものではありませんので、実際に短期交代の申し合わせ等が存在し、都道府県や市の議会においては短期で交代している例が多いことも事実です。

しかし、そのような申し合わせ等がある場合でも法律が優先しますので、現職の議長、副議長が辞職願を提出しない限り、退任させる方法はなく、議会が紛糾するような事態がたびたび報道されているところです。

町村議会議長会としましては、議長の短期交代制は議長ひいては議会の全体の権限を自ら下すものとして、厳に慎まなければならないとされています。

こちらは、議員必携26ページに記載されております。

内容については、以上でございます。

○中島委員長 各よその議会の、この内容についてはいいですか。

ちょっと概要だけでも、説明してくれませんか。

例えば上から箱根だとか、いろいろ出ていますけれども。（発言する者あり）

いいです。お願いします。

事務局長。

○関口議会事務局長 それでは、本日資料とし

てお配りしております3町の部分について説明させていただきたいと思っております。

前回4月9日に開催された委員会の中で、中川委員より資料請求がありました資料を配布しております。

内容は、2年制の運用方法と実施している町の資料ということでしたが、申し合わせ事項や内規的な規定などを明文化しているところが余り見受けられませんでした。

その中でも公開している市町村をちょっと3町お配りしております。

まず、資料1をごらんください。こちら、箱根町議会ですが、議会の運営は地方自治法や町の条例規則に基づいて行われていますが、それら規定されていない部分については、箱根町議会が作成した箱根町議会先例に基づいて行われています。その一つであります申し合わせ事項について、皆様にお配りしております。

1ページの下から3行目になりますが、こちらの2の任期に関する事項(1)議長、副議長は2年とすると記載されております。

こちらのほうは、ちょっと確認しましたところ昭和40年ごろから申し合わせで行っているということでした。

次、資料2についてなのですが、こちらは小山町議会会議運営等規程についてなのですが、第1条の目的にこの規程は小山町議会の会議運営等に関し、法令等に定めるもののほか、必要事項を定めることを目的とされています。

こちらは、4ページの下段の11議長及び副議長の任期は2年とする。この場合において議長及び副議長は、辞表を提出するとなっております。

こちらにつきましては、平成24年に申し合わせ事項を規程化する取り組みを行いまして、平成25年3月に規制として整備しているところでございます。

続きまして、資料3の能勢町議会になりますけれども、こちらにつきましては議会運営に関して、地方自治法や会議規則、委員会条例の諸法令を補完するものとして、議員全員の合意の

もと議会運営に関する申し合わせ事項を定めております。

能勢町議会の議会運営に関する申し合わせ事項の4ページの下から4行目、第4章第1節議会役員を選出等の、2段目に議長及び副議長の任期は2年とすると記載されております。

資料につきましては、以上でございます。

○中島委員長 ありがとうございます。

ただいま事務局長のほうから、今回の町村議会にお伺いを立てた経緯、また並びによその議会の箱根町議会、小山町議会、また能勢町議会、三つの資料につきまして御説明いただきましたけれども、このことにつきまして御質問のある方は、挙手をお願いいたしますと思います。

それとも、もうちょっと時間を置きますか、ちょっと10分ぐらい。今、説明いただいたばかりですから、もっと目を通したいというのであれば、少し休憩をして目を通していただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

(「賛成」と呼ぶ声あり)

○中島委員長 それでは、10分ぐらいあれば結構ですか。15分、10分。

では、25分まで暫時休憩します。(発言する者あり)半までというお話がありましたので、半まで暫時休憩します。

午前10時14分 休憩

午前10時31分 再開

○中島委員長 では、休憩前に続き会議を行います。

先ほどの局長の資料説明、資料いただきましたけれども、それにつきまして委員の皆さんには、十分に精査をしていただいたと思っておりますので、これから質疑、協議をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質疑の方、挙手をして発言をお願いいたします。

どうぞ、横田委員。

○横田委員 この最初のいただいた委員会における協議事項の確認についてという、町村会議長会の事務局長の村川さんというもの、この文

章なのですけれども、この最初のほうを見ると小職というの、小職の考えを回答させていただきますという事は、これというのは自分の個人的な考え方というふうに捉えていいのかどうかというのが1点と。

それから、その下のほうに、したがってこのような内容の審議、審査を本会議、委員会で行うことはできないということは、例えば今、うちの議会活性化委員会ですとずっとやってきました。これというか、こういう内容はわからなかったから、この時点で出てきましたよということなのですけれども、この2年制についてこれはなじまないということなのですけれども、この中で例えば小山町で行っている運営等規程の中で、これやっているとところもあるけれども、それも結局、当委員会の中では議会活性化することということで、委員長、副委員長の2年制というのを見直すということ、議会活性化につながっていくよということを進めてきたという、そういうのがあるのですけれども、それというのは、ここで続けるということはないのかどうかと。

それから、この文章を読んでいくと、最後の3行目のところに、議長会としては議長の短期交代制は議長ひいては議会全体の権限を自ら下すものとして厳に慎まなければならないとしているというふうに、議長会の考え方なのか、議長会としてこの議員必携の26ページに書いてあることを引き出しから、それを出したということなのかということだけ教えていただきたいと思えます。

○中島委員長 それでは、局長のほうから今の質問に対して答弁のほうをお願いいたします。

○関口議会事務局長 1問目の小職の考えを回答させていただきますという小職の考え方は、やはり北海道町村議会議長会の事務局長という立場で回答をいただいているということで捉えております。

二つ目としては、なじまないというのがこちらの文章にはちょっと書いていないのですけれども、委員会で行うことはできないという…。済みません、ちょっと二つ目の、もう1回

確認をさせてください。

今の横田委員の質問に対して、二つ目のほうをもう一度お願いできないでしょうか。

三つ目の部分については、議員必携の中にこちら記載されております。そちらの部分を引き張ってきたという考えでおります。

2問目について、もう一度、済みません。質問のほうをお願いできないでしょうか。

○中島委員長 横田委員、これ2年制についての、これはなじまないのだというような質問ありましたけれども、それについてもうちょっと詳しく質問内容を変えてお願いしたいと思えますけれども。

2年制の交代について、なじまないという質問がありましたけれども、その理由について。

横田委員。

○横田委員 ここの上から3行目のところに、地方自治法第103条第2項により、議長及び副議長の任期は議員の任期とすると定められており、これに反する条例規則の制定は法律に反する条例規則となっていますというふうに書いていますよね。

それに従って、そのような内容の審議、審査を本会議、委員会で行うことはできないというふうに言っているのです、だからうちとしては今までずっと議会改革の中でやってきて、その議会改革の中で2年制を取り入れるというのが、活性化につながるのではないかというふうな流れで進めていたのだけれども、それというのはこの委員会としてこれ以上、続けるということには可能でないということになるのですかということですよ。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 済みません。

回答の部分で、そのような内容の審議、審査を本会議、委員会で行うことはできないという部分につきましては、法で決まっているものに対して条例規則の制定については、まず法律に違反する条例規則となりますと。

そのような違反するような審議を特別委員会の場でやっていくことについては、できないというふうに私のほうでは捉えておりました。

です。2年制の運用とかをどのような方法でやっていて、全国でどのぐらいの割合で行っている団体があるというような、そういった調査的なものについては、審議できると思います。そのメリットとかデメリットとかという部分。

ただ、その2年制にしていくというようなことについては、やはりちょっとこの委員会ではできないと解していました。

以上です。

○中島委員長 横田委員。

○横田委員 ということは、それに伴う審議をするということについては、2年制は進めていくかと、それに対する審査とかについては、この委員会でやっても構わない。

ただし、そこで決めるということになると、それはだめだよということなのですか、そういう意味でいいのですか。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 やっていくのではなくて、2年制とかの交代制についての調査の審査といますか、どのような運用方針とかを調査していくのはいいので、先ほど言ったように最終的にそうやって決めていこう、2年制交代制に決めていこうという部分については、ちょっと委員会での正式な場ではできないというふうに、などと伺いました。

○中島委員長 横田委員。

○横田委員 最終確認すると、議会活性化特別委員会の中では、この2年制について調査なり審査なり、そういうものをするということについては構いません。

ただし、そこで何かを決めるということについては、それを決定するということではできませんということでもいいのですね。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 そのように捉えております。

○中島委員長 横田委員。

○横田委員 次に、今のこの議長、副議長、2年制について、例えばこれを小山町は規則でやった、申し合わせでやったとかということに

についての審議もだめだという考え方でいいのですか。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 そのことについては、やはりちょっとこの場では取り上げられないので、先ほど前段というか、当初に委員長が申したように、全員協議会とか会派代表者会議で、その申し合わせ事項とかにするという部分についての決めることかと思えます。

○中島委員長 横田委員。

○横田委員 ということは、決めることができないということは、この特別委員会では、2年制についてはやるやらないということについて、いい方向に向けていくとか、そこのはっきりしなくてもいいのですけれども、そういうものに対して、例えば全員協議会のほうに諮ってくださいよとか、申し合わせでやるということになったら、それは議運だよとかという、そういう流れになっていくということですか。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 ある程度、この委員会の中でそういった調査をしまして、その良し悪しというものは皆さん調べて、多分理解されたと思いますので、そちらをもって全員協議会とか各派代表者会議とかで会派で話し合っ、そちらのほうで決めていくという形になるかと思えます。

○中島委員長 横田委員。

○横田委員 そうしたら、今、事務局長が言ったということは、そういう流れでいくということは、この前、皆さんの各会派で持ち帰ってくださいよという話になったから、きょうその話が出て、それなりの結論が出るという考え方でいいのですか。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 済みません。

前回に、会派で話し合っていたところだったと思いますけれども、結論というのは、この場では出せないです。

結論というのは、何の結論ということでしょうかね。

○中島委員長 横田委員。

○横田委員 前回、各会派に持ち帰って下さいねという話だったではないですか。

その話がきょう出てきて、そしてある程度の皆さんでこういう流れだねというものが出たならば、それでそうしたらこの2年制についてはもう活性化委員会ではやるのではなくて、もしやるという方向ならば、さっき言ったように申し合わせにするか、規則でやるかというのは全員協議会に諮って、申し合わせでやるといった場合には、議運でやるというふうな流れでいいということではないですか。違うのですか。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 議運も公式の場となりますので、今までの申し合わせ事項とかは、別に法に反していないものですから議運とかで決められたと思うのですけれども、この件に関しては、やはりちょっとまた議運でということではできないものと感じています。

○中島委員長 横田委員。

○横田委員 議運でやるかやらないか別にしても、申し合わせ事項とかということになった場合に、そうしたらどこが受けるのですかということですよ。

そうしたら、全員協議会で申し合わせ事項をやるということですか。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 いろいろと調べたところでは、各会派の代表者会議とか、正副委員長会議とかという部分でもやっているところもありました。

ですので、ここである程度、固めて全員協議会で皆さんの合意という部分は、能勢町の場合には全員の合意のもとで申し合わせ事項を決めましたという、一番最後のページに書いていますので、そういったやり方をしているところもあります。

うちでも、やはりそういった全員協議会なのか各会派の代表者会議なのか、そういうところで決めていくという形になるかと思えます。

○中島委員長 横田委員。

○横田委員 先ほど最初のほうに聞いた、この話が各派から持ってきたものが、ある程度、

合意されたならば、この話はもう活性化委員会から離れるということかというのかということに対して、回答をもらっていなかったのですけれども。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 この委員会からは、離れるというふうに理解しています。

○中島委員長 ほかにございませんか。

若山委員。

○若山委員 済みません。この北海道町村議会議長会事務局長という職の権限とか何か、その辺のこの方の法的な専門家だとか、そういうのは何か情報あるのですか。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 町村の議会とかで何かあった場合には、まず道の議長会で照会をかけるとか、意見をもらうとかということによっておきます。

法律的なものについては、ちょっと押さえておりません。

○中島委員長 若山委員。

○若山委員 それなら、それで構わないです。

その人が、議員必携だとか法律の字面を捉えて、こういうことを伝えてきたということですので、それはそれとして、我々は貴重なアドバイスとして受けとめていいかと思えますけれども、議論することまで否定しているわけではありませんので、この方法がどんなメリットがあるのかどうなのか、我々としてはそっちのほうがいいのではないかとかという、そういう議論をすること自体は、この内容については否定しているわけではないので、活性化委員会とかそういうところで決めてはちょっと疑義が出るのではないですかという話ですので、今、横田委員が言ったとおり、徹底的に議論して、これでそちらのほうがいいという意見が固まれば、運用としてどういうふうにするかというのは、また別にやればいい話なので、ここの場でずっと議論することは、全く問題ないというふうにするのですけれども、法律改正をお願いするかというような議論あったときも、法律に違うとかということもあり得ますので、だからそう

いう意味では、我々が今までどおり議論していて、そういう方向性が出たときに、では具体的にどうするかということではないかなと思うのですけれども。

それと、この議員必携の次のページの中には、なお町村議会によっては議長交代制をとっている例が見られるがということで、この中でも運用として申し合わせとしてやっているのがあるということで、事実としてもう既にあるということをお認めているわけですから、それについてこんな弊害があるとか何とかという、そういうアドバイスであれば、聞いてもいいかもしれないのですけれども。

我々が、今までどおり議論して進めるということに対して、これは全く制約にはならないと思うのですけれども、局長のお考えはいかがですか。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局 前回の委員会の中で、採択するというような話も出ましたので、その辺がちょっと私も気になりまして、結局、議長会のほうに照会をかけたところの一つなのですから、議長会のほうでは、別にこの場でそれこそさっきも言ったのですけれども、運用の仕方がどういうところやっているとか、調査については、別にやることはできないわけではないということでしたので。

先ほども言いましたように、この場で方針、決めるということだけはできないというふうに理解しております。

2年制をやっていくというような、決めるということではできないものと理解しています。

○中島委員長 若山委員。

○若山委員 だから、最終的に決めるのはどこでどうするかというのは、また議論があるかもしれないのだけれども、横田委員が言ったとおり、それが議運なのか会派代表者会議なのか、議員全員協議会なら別なのですから、ここで交代制だとか2年制だとか、そういうのをここに書いておき、議長及びひいては議会全体の権限を自ら下すもの、下げるものにしなければいいように、どうすればいいかというこ

とをじっくり議論して、そのほうがいいのではないかというが、意見たくさん出てくれば、次のステップに進んでも問題ないと思うので、今までどおり議論を進めて全く問題ない、これはこれで非常に参考にはしますけれども、問題ないというふうに考えたいのですけれども、局長はこれ以上議論するのはだめだということですか。僕は、こういうふうにしたいかという意見を言うことが、だめだということになるわけですか。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局 先ほども言ったと思うのですけれども、採択する、決めるということができない。交代制にするということは、この委員会では決められないと。

だから、ほかの団体がこういうことをやっているという、自分たちもこうやっていったほうがいいのか、こうやったほうがいいのか、意見とかそういう部分についての協議については、別にいいと思うのですけれども、2年交代制にしようという方針を立てるとするのは、ちょっとそこはできないと思います。

○中島委員長 若山委員。

○若山委員 だから、横田委員が言ったとおり、この活性化委員としては活性化する方法として交代制がいいのではないかという方向性だけは出たので、別途ここできっちり決議してくださいという、そういう結論を出すこと自体は問題ないのではないかなと思うのですけれども、そういうこともだめになるわけですか。

こういう意見が大勢を占めましたと、全員賛成が一番いいのでしょうかけれども、そうではないけれども、大抵の人が過半数がこういうメリットがあるということで同意したので、これについてきちんと申し合わせを決められる権限のある会で諮ってくださいという、そういう結論を出すこともだめということになるのですか。

それは、構わないのですよね。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局 済みません。

ちょっといろいろ調べた中で、ちょっと出て

きたのですけれども、本来は会派でとかいろんな話し合ってきた部分についてからも、ちょっとだめなのかと思います。

全員、中でこうやって協議していく分にはいいのですけれども、結局、前回のときに会派でこういったメリットを出しましたよといって、ある程度、賛成ですとかという部分が出てきたと思うのですけれども、そちらの部分についても、本当はこの委員会ではやるべきではなかったのかなど。

その辺については、ちょっと調べることがちょっと遅かったのについては、こちらのほうとしても反省するところでもあります。

ですので、そこまで方向性を出すという部分については、やはりここでは控えていただきたいと思います。

○中島委員長 次、ありませんか。

池田委員。

○池田委員 今話を聞いていると、何回かのこの活性化特別委員会のこのものが、今の話したことは、全部無効ですよということではないのですか、局長。

この2年制のことにに関して、今、みんなで話ししたでしょう、何回か。それに関しては、無効ですよという、意味がなしませんよということではないのですか。

結局、今、話したこと、同僚議員でもないですけれども、結果はある程度、次の団体のほうに任せますけれども、この活性化委員会の中でこのような討論があつて、それがこういうふうに決まりましたと、活性化委員会の中ですね。それを、またさらに決めるところの組織のほうに振るときに、私たちのこの委員会の中の同じ人がやっているのですけれども、委員会としての意見を持っていくということは、無理ですよということですか。

ということは、今まで何時間かけたものは無意味だったですよということですか。

そこを、ちょっと聞きたいのですよね。やった意味がないのであれば、ないではっきり言ってくればいいし。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 そういうことではなくて、前回の委員会の中で会派で持ち帰ってどういったメリットがあるかとか話し合われたと思うのですけれども、その部分に関しては協議の中で皆さんで意見を出し合っていることなのですから、それについて最終的に採決という形が、前回、話が出たと思うのですよね。

その部分については、ちょっと本当はそこに行く前に、ちょっとこういった問題が、うちのほうで示しておけば、こういうような混乱はなかったかと思うのですけれども、その辺については、ちょっと事務局としては遅れたことについては、ちょっと反省しておわび申し上げたいと思います。

ですので、今までの話し合いのものが無効になるという考えではないと思うのですよね。

それぞれ皆さん意見を出して、いろんなものについて話し合われてきましたので、結局そういうものをもって、別な組織で決定をするという形になるかと思います。

○中島委員長 ほかにございませんか。

中川委員。

○中川委員 ちょっと確認ですけれども、要はこの委員会の中では、きょう出てきたようなこういう、要はよその町で実際にやっている事例だとかそういう調査はいいということですよ。

そして、ただこれをやるかどうかとかという方向の話題は、この委員会ではふさわしくないとか、できないということですよ。

もし、それをあくまでもこの委員会では他町村の事例を調査したというところで終わって、委員会としてはそこで終わるけれども、この議題を取り上げるのであれば、議会として公式の会議でない、要は委員会とかでない会議の場で申し合わせ事項としてやるということしかできないということの確認なのですけれども。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 今、中川委員が言われたとおりです。

○中島委員長 ほかに。

田村委員。

○田村委員 私は質問というよりも意見になるかと思うのですけれども、基本的にこの議長、副議長2年制、これについて町民にとって不利益になるのかどうか、これが大前提になるのですよね、議会で議決するということはですよ。

もう一つには、4年制と確かに地方自治法にうたっていますよね。だけれども、これについては議員の任期が4年、だから副議長、議長も4年というふうに解釈していますけれども、ここでいう村川さんの言う話は、反しているというのは、要は4年を越えて5年、6年になったときには、これは法的に問題ありますよね。だけれども、4年以内であれば運用の問題で、議会で話し合っただけで議決すれば、私は十分通用するものだと思っているのですよ。

というのは、なぜかというとな国的に見ても70%近くの自治体が1年のところもあれば2年、これがほとんどですよ。そして、3年のところもある。やはり、4年に合わせるということではなくて、市民、町民の実態に応じて運用の中で議会の活性化を目指すという話の中で、こういうものが出てきているのだから、私はこういうものをきちんと特別委員会で議決をして、議会活性化という項目を。そして、話し合いの中で、そういう任期の問題が出てきているという話の中では、これはしっかり特別委員会の中で最後まで審議すべきだと、私は思うのですよ。当然、採択だとかいろんな問題あるかもわからないのですけれども、それはそれなりの中で議会のこの特別委員会の中で議決をしていけばいい話、あるいは採択をしていけばいい話の中で、大まかにこういうものだから、ああいうものだからという話ではなくて、どういうふうに七飯の議会の特別委員会で、こういう事象を押さえて解釈して進めていくかということが大事な話であって、ここまでがどうだとか、あそこまでがどうだとかという話ではないと思うのです。

そして、特別委員会は結果を出して、しっかりと本会議で報告をする、そして町民にはつき

りとこの経過を報告していく、これが大事なのですよ。

これ、途中のうやむやの中で、また全員協議会あるいは議運だという話ではなくて、やはり私はずっとした流れの中では、私は問題ない、したがって、最後の最後まで特別委員会で最後まで議事に報告して終了という手続を踏むべきだというふうに考えます。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 田村委員の意見としては、今おっしゃったとおりだと思うのですけれども、それに対してやはりうちとしては議長会での、まず多分、任期に関するような審議をすることができないとされているという部分、なっていますので、またそれに条例や規則の制定は法律に反するということが、道議長会の回答でなっておりますので、うちのほうにつきましては、自治法上そういうふうになっているのであれば、それ以上はできないものと、職員としては理解していますので、ちょっとこちらのほうに準じていきたいと思ってもいます。

○中島委員長 田村委員、ほかにありませんか。

田村委員。

○田村委員 特別委員会のこの規則を見ても、何がいい何がだめだという話は、具体的には七飯のこれには出ていないのですよね。

ですから、やはりそういう委員会だとか、そういうものが自主的に判断をして、そのための多数決でこれはなじむ、なじまないと決まってくるのではないですかと思うのですよ。

したがって、私はきちんとしたこういうふうにならうとされている以上は、これに基づいて進めるべきだというふうに考えますけれども、もう一度、考え方。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 済みません。

これにならうとされているという部分については、どれにならうとされていることでしょうかね。

○中島委員長 田村委員。

○田村委員 特別委員会とならうとされていますよね、委員会。会議規則かな。

その中には、特にこういうものああいうものではなくて、これは議決をしてやりなさいとか、特別委員会の定義ですよ。私、言っているのは。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 うちの条例とかという前に、一応法律で決まっている、議長と副議長の任期は議員の任期によると法律で決まっております。

それに対して、通常、議員の任期といえば4年だと思うのですけれども、それを反するわけですよ。2年制にするとか短期交代制にするという部分については。

その協議をする事態が、うちの条例とか特別委員会で話し合うということとかとは別物というか、うちは法律とか自治法とかに基づいて、うちは動いているので、基本条例の最初になりますけれども、議会及び議員は地方自治法の規定を遵守するという部分からも、その法律に反しての協議というのは、ちょっと好ましいものではないと捉えます。

○中島委員長 田村委員。

○田村委員 確認しますけれども、76ページにまず特別委員会の設置について第4条をうたっていますよね。

これに基づいて、今回、議会活性化を設置して、そして議員の中でいろいろ話し合った中で任期の問題だとか、あるいはホームページだとかタブレットの問題だとか、いろいろ出て、そういう中でどうしようということで、5項目に絞って議論してきたという話なので、それはそれとして、42ページの22条で最高規律性ということで、ここにもこういう条例に反する議会の条例規則、規程等を制定してはならないと、こういうふうにはうたっていますよね、いろいろ。そういう中で、私は条例だとか法に違反しているという解釈はしていないのですよ。先ほど冒頭言ったように、そちらのほうは4年以外は認めないという話なのですけれども、私、言っているのは議員が4年、これが根幹で、議長、副議長の任期は4年、それに合わせているけれども、それを越えて5年とか6

年というのは問題あるけれども、それ以下であれば、私の考えですよ、その以下であれば運用で構わないという解釈しているのです、法は。以内であれば。越えてあれば何だかんだ4年とうたっているから、4年なのだという解釈をするのか、私みたいにそれ以内であれば運用の問題で可能だという解釈しているかで考え方が変わってくるのですよ。

私は4年以内であれば、それはその議会、議会の運用でもって可能だという解釈の中で、今お話をさせていただいているのですよ。

ですから、それはもう全然だめだと。4年は4年なのだという話であれば、それはそれであればですけれども、私はその中で運用というのはやはりそこそこの町、市なりの議会の判断、議会の総意でもって決まってくるのではないかと。それが、確かにありますよね。上位法の優先って必ず上位法があって、それに違反していればだめだというのはわかりますよ。

だけれども、4年を越えていない、4年以内であれば運用の問題で、その地域の議会の判断で、私はできるという解釈なのですよ。

だから、何も問題ないのではないのということなのです。特別委員会で最後まで結論を出して、そして町民に報告をする。不満であれば町民が必ず文句を言うのですから。

だけれども、この2年制にすることによって、私は冒頭言ったように町民にとって、何ら不利益というのではないのではないかと。むしろ、有益でないかという立場の中から、こういうことで問題はないという考え方を示したのですけれども。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 2月3日に資料としてお配りしています、議長、副議長任期に係る法令の規定と参考文献という中に、こちら質疑応答議会運営実務提要の中の後段の部分なのですが、こちらの中で議長及び副議長の申し合わせによる短期交代制は、法の趣旨に反するものであり好ましいものではないということなので、4年以内というのは短期交代制に当たるものが、法の趣旨に反するものであるという形で

こうやって出ておりますので、田村委員のお考えとはちょっと違って、できないというふうに解釈します。

○中島委員長 ほかにありませんか。

今、短期交代制については問題があるという発言が出ましたけれども、それも踏まえて何かあれば意見のほうをお願いします。

畑中委員。

○畑中委員 私は、先ほどからいろいろ議論を聞いていますけれども、確かに2年制がいいという考え方でいけば、そちらのほうに議論をどんどんどんどん都合のいい解釈、私から言わせればね。解釈なのです。拡大解釈なのです。それをしながら、2年制がいいだとか、また最終的には町民にとっていいのだよというけれども、町民自体がそのことについて何らかの2年制がいいですよというようなものをこの議会に訴えてきたのでしょうか。私は、そう思わないのですよ。また、4年制でも不都合だというようなことも言ってきたことはないと思います。

それからもう一つは、一番大事なのはやはり法に、法ですよ、法でうたっているものをそれをわざわざ曲げて2年制にしようやと、それはあくまでも全体の議員の方々がそういう申し合わせをつくらうやということになれば、また別だ。

それから、もう一つは議長、副議長が今あれになっているけれども、議長、副議長でさえ、そういう申し合わせをつくってもいいですよということになればあれだけでも、このことを例えばつくったとしても、やはり議長、副議長が辞職しない限り、この新たな2年制にして交代するということは、もうできないだろうし。だから、私は先ほどから局長に対していろいろ質問して考え方を尋ねているのだけれどもちょっと無理さがあるなど。もう当然この場では、ちょっとなじまない案件なので、そろそろ委員長、考え直して、仕切ってもいいのですか。別な場所で、これ議論されたほうがいいのではと思います。

私は、一番やはり肝心なのは法に触れているということですよ。これ自体が、やはり一番

引がかかる。もちろん、2年制がすばらしいのだ、今、全国で60%か70%と言ったけれども、それは本州のほうに多いかもわからないけれども、北海道自体はほとんどそういうあれがないと。

それから、もう一つは近くに函館市なのかでは、2年制をとっているところもあるけれども、本当に議長、副議長という役職についてはある程度の威厳というのか持っていただきたいなど。コロコロコロコロ変わるようでは、やはりトップも考え方というのか、やはりトップというのは、ある程度の期間を担っていただきたいものだな。例えば国一つにたとえれば、今、安倍政権が余り長すぎていろんなあれも出ていますけれども、余り4年ぐらいでコロコロコロコロ変わるようなあれは、やはり他国からもなかなか認められづらいだろうし、たまたまちよっと話はそれってしまったのだけれども、私は4年制のほうがいいと思うので、一言、私の考えを述べさせていただきました。

以上です。

○中島委員長 質問ではないですね。

○畑中委員 質問ではないです。

○中島委員長 ほかにございませんか。

池田委員。

○池田委員 私は、今縷々聞いていますと、2年制にすると必ず議長退任というようなふうな解釈を持たれている方がいるのかなと思って、今、話を聞いていました。

別段2年制だからといって、何回も再任していても、今、安倍首相の話もちょっと出ましたので、別段、同じ首相が何回やってもいいようなあんばいで、だから別段2年制と区切ったから必ず2年交代で、人がずれるというわけではなくて、何もあと議員さんたちの中で、その人が議長に適任だというのであれば、何期やってもいいと思うのですよね、それはね。

ただ、その中の区切りとして2年ずつ見直すようなことがあってもいいのではないのですかと、ほかのほうの自治体もそれで2年制でやってきていますよ。

それは、この後から決めていく話なのだろうと

思いますけれども、必ず2年やったら、はい変わりなさい、はい変わりなさいというようなものを、まだ決まってもいない。

ただ、一応はじめとして2年ずつやっていこうかというような話でもって、必ず退任せいという話も出ていないしね。

だから、やはり同僚議員が言っていた特別委員会ということで組んだ議題ですので、やはりどこかの形で、やはり委員長が議場でこういうふうになりましたと言わなければならないと思うのですね、委員会報告としてね。

だから、先ほど聞いたのですよ。これは、今までの法に触れています、何に触れています。今までやったことが無意味で、それは報告できないのですかねというような意味で、私は言ったつもりなのですよ。

別段、私も法には触れていないと思うし。ただ、委員会の皆さんの決定事項という、心がそういうふうになったよと、委員会の中で決まりましたから、次のところでまた話を持っていきましょうと。そうでないと、委員会が閉まらないで、次の話題にいつてしまう恐れがあるのですよね。私は、そんな感じしてみていますし、法にも別段、触れていないし、そこまでもいつていないし、田村委員言われるように、4年の中でどういうふうに転がってもいいだろうと。ただ、5年、6年やったらだめですよという部分、私もそういう解釈していました。

ですから、その辺を局長さんがどういうふうに思うか。ただ、この後、この活性化委員会が閉められなくなります。ではないかなと思って、私はそれは心配しているところです。

以上です。

○中島委員長 局長、何かありますか。

○関口議会事務局 局長 まず、この委員会が閉められないところなのですけれども、例えばこの交代制については、ここで終わるということができないということでしょうかね。どういふことで。

○中島委員長 池田委員。

○池田委員 だから、法に触れていますよと言うのであれば、今までの話は、だから先ほど

言ったように無意味で、ではこの活性化委員会の結論は出せないでしょうということなのですよ。こういうふうにやったほうがいいです。活性化委員会では、皆さんがこういう話が出ました。そして、大半の人が2年制が賛成ですとか、大半の人が反対でしたとかという、報告を委員会の中で、私はしなくてはならないのかなと思っています。最終的には。

ただ、今の言うように法に触れています。何に触れていますというのであれば、それをやはり触れているのであれば、これ以上、審議がなかなかだったので、委員会はここで打ち止めになりましたとか。だけど、委員会のほうの大半の人の気持ちは2年制にしますとか、4年制のままでいいですとかという、報告はしなくてはならないのではないかなと思って見てみたけれども。

だから、ある程度考え方をまとめて、次のほうに持っていかないとだめなのではないかなと思って話を、今、聞いていました。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局 済みません。

委員会報告の関係については、私ではなくて委員会の中で決めて、何を書くかということを決めていくものですから、その報告書を書き書くのであれば、その中で事前にどういったことを載せますかということ協議して決めていくことだと思います。

ですので、委員会の中でそういうものは載せていきたいかということであれば、それは可能かと思っています。

○中島委員長 池田委員。

○池田委員 だから、採決まで持っていくにもいけない、大半の人がこう考えていますよというものが、先ほど言ったように審議することが法に違反していると言ったから、そうしたら、発表できないのではないかなと思って、今そういうふうにいるのです。

○中島委員長 池田委員、答弁はいいですか。

○池田委員 答弁というか、それであればこつちをまとめて、それに書いてもいいというのであれば、だから、その辺、何とも言えないのだ

よね。書きたいことは、書けなくなるような気がするのだけどね。法律というものがあるから、それを出してこられたら、どこまで書いていいのかなという部分、まとめの部分でね。思うのですけれども。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 ちょっと今、そこまでちょっと報告書のほうまでは、ちょっと頭回っていないのですけれども。

○中島委員長 池田委員。

○池田委員 それであれば、まとめないでそこで審議中断するしかないのですよ。

○中島委員長 局長。

○関口議会事務局長 そうだと思います。

一番、前段に委員長が言ったとおりのものでおさめるしかないかと思うのですけれども。

(発言する者あり)

○中島委員長 暫時休憩します。

午前11時22分 休憩

午前11時34分 再開

○中島委員長 それでは、休憩前に続き会議を行います。

副委員長。

○上野委員 私のほうからも、ちょっと意見を述べておきたいと思います。

一つは、この委員会で決めることは法的な問題があってできないよという意見もあります。

ただ、決めてもそれをどういう形で法的に、例えば条例にするかしないかという問題がありますよね。条例にすれば法的に問題になりますよということですが、これを運用規程とか何とかという形で、実際は実施するということになれば、それは法的に違反した中身にならない形になりますよね。ほかの市町村でもやっていますしね。

実際は、4年という任期でやるべきだという意見がありますけれども、それは今7割の自治体が実際にそれ以下でやるようになってきているということは、法令そのものがもう時代に合わなくなっているのだよということ認識しなければならぬ問題だと思うのですよ。そうい

う中で、七飯町議会が今回この議会活性化の中で、より七飯町をよくするために、この議長の任期制を2年にしたほうがいいのではないかと、そのほうが中間のチェックもできるし、再任もできるのだよということで4年制で問題あるものを、4年制でずっと続けるよりも2年単位でやることによって、緊張感を持って議長をやらせてもらうということは、この活性化委員会で議論してきた中身を、今後に生かす方法ではないかと思うのですよ。そのことを考えますと、この議会活性化委員会では方向性、条例として決めることはできないけれども、それを方向としてまとめをして、そしてそれを決めるのは例えば全員協議会だとか何とかというところに付託して、そして最終的な処理をするという形にすれば、何の問題もないのではないかというふうに私は思うのでね。そういう意見を述べさせていただきます。

○中島委員長 ほかにありませんか。

神崎委員。

○神崎委員 端的な話、まずこの特別委員会をずっと続けていくのかという、一つの問題と。

あと、二つ目はやはり進めていくにはこの法律があるということですので、どのような方向性で、そうしたらそれを進めていくかというのを少し、ただ2年制がいいとか4年制がいいかという、そういう御意見ばかりで、この委員会ってどのような方向性で進めていこうとしているか。委員長さん、ちょっとそのあたりで整理していただきたいなと思います。

○中島委員長 委員会の方向性、これ局長に聞いているの。(発言する者あり)

委員会の方向性としては、いろいろと先ほどから議論出ていますけれども、その中をやはり集約しますと、やはりこれは法に触れないという方たちのほうが結構多くて、だからこの委員会で議論することについてはいいですよと。

ただ、採決することについては局長のほうからは、ちょっとなじまないですよという話で。

また、皆さんの意見を聞くと、大体分かっているのかなど。やはり、非公式の場所の全員協議会とか代表者会議、ここである程度、方向性

を決めて、そちらの非公式の場所に持っていったほうがいいのかという場合と、それとまたある議員さんから言われているように、別に法にも触れていないし問題ないのではないかと、別に町民に対して不利益があるものもないし、4年間の中で我々が決めた議長に対して、4年間というのはやはり長い、2年間で一度やはりこの議長は、確かに議会に対して、また議員に対して、また行政に対して、しっかりと自分の立場を持って、中正中立でやっているのかどうかという、そういう評価の時間とか、評価もできるということで、そこでもしだめだったらだめで2年で交代させるという。それと、よかったらまた、これは再選は妨げないということになっていますから、前から出ていますように。

だから、別に2年制をとっても2年でやめる必要はないのですよ。信任があればできるわけですから。そういう形で、今どっちかという今二つに分かれているのかなという気がするのですよ。非公式の場合と、いやこの特別委員会で今までどおり決定したほうがいいのかという流れに、僕はいつているのかなと思うのですよ。

これは、やはり何かの形で、これは話ししても堂々といってしまうので、ある場所でやはりどちらがいいか、どうするかということはやはり採決をもって、やはり決めていかざるを得ないのかなという感じをもっております。

それについては、皆さんからまた御意見もちょっと聞きたいのですけれども。そのような形で進めていいのかどうか。

もし、御意見があったら聞かせていただきたい。(発言する者あり)

だから、2年制については各会派からいろいろ話を聞いて、そしてまた大体半分以上の方は2年制がいいですよと、賛成しますよというような話も出ていますし、中川委員の会派なんかではちょっと反対はしていましたけれども、でも個人としては2年制は反対ではないのだという意見もいただいておりますし、大体の方が2

年制はいいですよというような方向性は、大体見えてはきているのですよ。

ただ、その中で今、議論させてもらったのですけれども、ただ局長のほうから道町村議長のほうから、ちょっとなじまないですよという話もあったものだから、きょうはその時間をいただいて、議論させてもらったのですけれども。大体、話も煮詰まってきましたので、それはどういう方向で行くか、あと方向性だと思うのですよ。どっちにするかなのですね。今までどおりこの特別委員会で決めていくのか、それとも方向性だけは決めて、あとはやると決まったら全員協議会なり代表者会議に落として、そちらのほうで議論して、申し合わせ事項として決めてもらうか。そういう方法になると思うのですけれども。

だから、それは二者択一になると思うのですよ。ですから、それについて採決してもいいのかなというような、委員長としては考えを持っているのですけれども、皆さんはどうでしょうか。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 先ほど休憩の時間に話していたのですけれども、やはりどっちにしてもここでもって、先ほど局長もいろいろな面で精査しながら努力してくれたのだし、この場で採決できないということであるので、代表者会議なり全員協議会も持っていくような形で、皆さんの意見を聞いてみて、それでここでもって一応、きょうの活性化委員会を閉めて、そういう方向にいかないと。

○中島委員長 2年制に対する、この委員会で採決はできません。今、言った。

ただ、今、坂本委員が言っている採決はそうではないと思うのだけれども、どっちにするかというのが先だと思うのだけれども。

この委員会では、この2年制のいいか悪いかの採決はできませんので。

坂本委員。

○坂本委員 そうではなくて、一応ここでもって、きょうの活性化委員会を閉めて、そしてこの議論については、全員協議会なり代表者会議

に持っていくかということをご諮ってほしい。

○中島委員長 それを、今。だから、二者択一だと思うのですよ。

今、坂本委員のような考え方と、田村委員なり多数の方、あと何人かいましたけれども、違反ではないのだし、この委員会ですっきりやるべきだというような二通りがあると思うのですけれども。

これについて、どちらかという採決して早く決めていきたいなというふうに思う。ほかの協議もたくさんまだ残っていますので、だらだらやっているわけにはいかないの、ある程度やはりポンポンと決めていきたいというあれもありますものですから、皆さんどうでしょうか。

それ、ちょっと採決というかどうかという方向で進めるかだけ決めさせてもらってよろしいでしょうか。どうですか。

畑中委員、どうぞ。

○畑中委員 今、委員長は二つの、一つ案を示したわけなのです。例えば、田村委員のようにこの場で方向性をきちんと決めてもいいような、法に違反しないのだからというようなことも言っていましたけれども、私はそうでなくて逆に坂本委員さんの考え方、つまりそもそも特別委員会なんかで、こういったものを決めるべきでなく、違う例えば全員協議会だとかそういうもので決めるというのが、私は正論ではないかなと思うので、そうした中で二つの案で採決をとるより、まず坂本委員の提案した考え方、いわゆるこの場でなく別な場で、つまり全員協議会等でこのことについて、方向性は充分決まっているのだから、それで決めていただきたいなとは思っています。

それでもって、皆さんに意見を。それこそ採決なりとっていただきたいな。（発言する者あり）

○中島委員長 平松委員。

○平松委員 私の意見を述べさせてもらいたいと思います。

この特別委員会で2年の任期で見直すとい

う、そういう話し合いをしたという事実は、これは残していきたいし、町民に報告もすべきだと思います。

決定をどういう形にして、どういう運営をするのかということに関しては、確かに法律上の問題が出てくるので、任期については申し合わせ事項として処理をすることになりましたという表現を、例えば報告書に書くようなことであれば、審議もしましたし、結果どうなったのかといったら申し合わせ事項のところ、例えば2年で見直すとか2年にするとか、それはここでは決められないですけれども、ここである程度、話し合いをした中でもう決まっているわけですから、だから運用をどう表現するかということで、新たにまた席を設けて、また同じ話をして、決をとり直すということは省くべきだと思います。全員そろっているのですから。

だから、ここで前回は2年で見直すという方向でいきましょうという数のほうが多かったですから。だから、特別委員会で2年制にしましたというのは、これはまずいですよ。権限がもうないし、そういうことを既成事実として残せないということですから。

だから、申し合わせ事項でなくてもいいのですけれども、そういうものとして処理をすることになりましたという、まとめ方でいいのではないかと思います。

ただ、2年で見直すということはこの場で決めて、報告には載せないという、表現を変えるというやり方がいいのではないかと思います。

以上です。

○中島委員長 2年制でいくという方向性は、ある程度、確立したと思うのですよ。皆さんの話を聞いているとね。前回の各会派代表者会議を聞いても、また、きょうの話も聞いても、2年制の交代制で実施することについては、異議がないのかなと思うのです。

ただ、何回も言っていますけれども、それをこの委員会でできなという話もあるし、できなければほかの形でやらなければならないですから、二通りがあるということの話ではないの。

この二通りのうち、どちらの方向でやるべき

なのかという、坂本委員みたく、やはりここで方向性を決めても、もう大体2年制をやるという方向性でできていますから、それを全員協議会なり代表者会議に落として、そちらのほうで議論をして申し合わせ事項として決定させてもらおうと、そういう方向もあるのが一つ。

それと、田村委員言っているように、この委員会でやっても問題ありませんよと。やはり、この委員会というのは、きちんとやはり本会議で決議された立派な、やはり委員会でもありませんし、やはり責任もそういう決定する、いわゆる活性化のための委員会なのですから、やはり活性化の一つの一部として、この委員会で取り上げてやっていくべきではないかというような意見もあります。

それについて、今、話は二つに分かれていると僕は思うのです。

これについては、やはりある程度どちらに進むかということ、やはりこちらでは決められませんから、皆さんの意見を聞きながら決めていきたいと、そういうふうになっているのです。

ですから、ここで一つ採決をして。だから、いいのですよ、だから。

池田委員、どうぞ。

○池田委員 採決、採決というよりも、採決するのであれば、4年制、法が法律だから、4年制を認める人を手を挙げてもらって、何人いるかわからないけれども、私の案ですよ。だけど、何対何になるかわからない、それは言わなくてもいいですけども、大半の人が4年制が何票でしたと、ここで見ればわかるのだけれども、あとは今、議員が望んでいるのが4年制ではないよと、それを違うところに、今度、審議してもらいますというのだったらどうですかねと思って。

○中島委員長 いいですか。

これで、今ここで、私、もう4年制はどうするかとかの問題ではないと思います。2年制でいくという、この方向性もでき上がっているのさ、ほぼ。9割程度、でき上がっているのですよ。会派会議の会があるから、代表者会議でこ

ちらに報告してもらったとおり、前回の委員会で話したとおり、2年制でいくという方向性は、もう大体9分どおり確定しているわけですよ。

だから、それについて今回こういう、そして今回本当は採決したかったのだけれども、いろんなこういう問題が出てきて、きょうその問題についても協議したわけですが、だから採決はできませんけれども、だから採決は2年制か4年制かという採決はしません。

だって、2年制でもういくという方向だもの。僕は、ある程度、確立していると思っていますから、方向性については。

だから、ただそれをこの委員会で議論して、このまま進めるのか、それとも坂本委員が言っているように、全員協議会なり代表者会議にすぼっと落とすのか、委員会から離して。離して、そちらのほうに持っていくのか、二通りあるということなのですよ。それをどっちかに決めてほしいということなのです。

そうすれば、これはここでこうやって終わるのですよ、ここで。では、次からはそれではこの問題については、全員協議会でやりましょう。代表者会議をやりましょう。いやいやきょう決まったら、今もっている、この委員会でやりましょうと。そういう形に、僕はなると思うのです。

だから、二者択一を、どっちかに意見が二通りありましたから、それについて結論していただければ、次回からそういうふうにしていくねと。

そして、またこれ2年制が非公式の全員協議会でそっちに持っていけば、それはそっちでやってもらって、この委員会でまた新たに残された議題まだありますから、視察の問題だとか、またタブレットの問題だとか、いろいろ問題ありますから、そういう協議内容をこれからもやはり手をつけていかなければなりませんので、やはりそういう形で今回はそれを決めていただければ、委員会としてもまたスムーズにまたほかのものも進めていけるなというふうで、今考えているわけです。

ですから、どちらでこれからこの2年制について協議をしていくのかということです。

若山委員。

○若山委員 委員長は、今2年制が優勢だとかと、もう決まっているというようなニュアンスの話をしていますけれども、順序立てていくと優勢なのは僕も前回の会議で、大体そういう人の意見が多いのだなというのはわかりました。

だけでも、その後に資料請求だとか、今回のように議長会の事務局長からまた資料が出たという形で、果たして今の段階でこのままでいいのだという人とそうでない人がいるのかというのは、これはわからないのではないかなと思うのですけれども。

だから、それはどちらが優勢な意見だったのかというのは、きちんと把握できるように、誰もそんなの何も決めていないではないかと言われるようにした上で、今、言ったとおり委員会で決めてしまうのか、そういう方向なので法律との兼ね合いもあるので、違う会議で決定してくださいというような、あれにするかというようなことが必要なのではないかなと思うのですけれども。それとも、もう決まっているのでしょうか。

○中島委員長 いや、今の話を聞きまして、ちょっと私も言い切ったところあったかもしれませんが、それではあれですね、これ今ここで、改めてこういう問題が出た中で、2年制がいいのか、4年制がいいのか、その賛否を取るということですね。

それで、決まった…。(発言する者あり)

そうではないの。

青山委員、どうぞ。

○青山委員 暫時休憩をお願いします。

○中島委員長 暫時休憩します。

午前11時52分 休憩

午前11時58分 再開

○中島委員長 休憩前に続いて、会議を行います。

いろいろと皆さんから、有効な御意見をいただきましたので、ありがとうございました。

時間も大分迫ってまいりましたので、今ここでちょっとお話しさせていただきましたけれども、一応採決というような形はとらないで、一応この2年、4年の交代制については、ここでは採決することなく、全員協議会または会派代表者会議、そちらのほうに移行させていただいて、そちらのほうで議論していただくというような結論にしたいと思っておりますけれども、皆さん御意見ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○中島委員長 では、なしということで、そういうふうに決めさせていただきます。

それと、もう一つ提案なのですけれども、よろしいでしょうか。

ちょっとこの委員会で、長いことやはりこのことについて調査はしてまいりました。そして、また意見もたくさんいただきました。この委員会としてのまとめだとか報告、これはどのような取り扱いをしたらいいのか。委員会まとめて報告したほうがいいのか、しないのか、しなくてもいいのか。それを、ちょっと皆さんにちょっと参考に聞かせていただければ、有り難いなと思うのですけれども。

青山委員。

○青山委員 委員会報告については、何回か会議を開いて資料要求もしながら審議をしてまいりましたので、やはりどこかのタイミングで報告をするということは、しなければいけない。

ただ、事務局側の都合もあるので、そこは事務局とのすり合わせもしながら、時間的に見ると6月の定例はどうなのかな、厳しいのかなというものもあります。

したがって、委員会としてはそのことを次回に内容として、どうだろうということの相談も含めてやっていったらいいのかなと思います。

以上です。

○中島委員長 ありがとうございます。

それでは、委員会報告としてはある程度は固めておいて、そしてこういう流れになりましたよというような報告をやはりしようかと思っておりますので、それ今、青山委員からありましたような形で進めてまいりたいと思っておりますので、その

ときはぜひまた御協力のほどお願いしたいと思
います。

きょうは、ちょうど昼になりましたので、こ
の辺で終わりたいと思いますけれども、次の会
議ですけれども、いつごろにしたらよろしいで
しょうか。

日程については、こちらのほうで決めさせて
もらってよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ声あり）

○中島委員長 決まり次第、なるべく早く皆様
方に御報告をしたいと思しますので、よろしく
お願いをしたいと思います。

それでは、きょうの委員会はこれで終わりま
す。

どうも御苦労さまでした。

午前11時59分 閉会

